

令和2年

行方市農業委員会

# 第9回総会会議録

(令和2年9月25日)

令和2年9月25日 行方市農業委員会第9回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

## 1 本日の会議に付した議案

議案第73号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第74号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第75号	農地改良協議書の同意について
議案第76号	現況証明願について
議案第77号	なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者の推薦について
議案第78号	行方市農用地利用集積計画の決定について
議案第79号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第80号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
報告第40号	現況証明願の受理及び交付について
報告第41号	農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出書の受理について
報告第42号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第43号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第44号	農業委員活動状況について

## 2 本日の出席委員

1番 平塚 実	2番 横瀬 忠美	3番 古渡 武文
4番 内藤 宏一	6番 中城 かおり	7番 風間 啓次
8番 根本 正義	9番 小沼 正二	10番 郡司 正彦
11番 椎名 勇	12番 吉田 正弘	13番 高塚 利英
14番 根崎 和枝	15番 方波見 弘子	16番 原 文夫
17番 清水 量	18番 横山 司	19番 山野 貴司

## 3 本日の欠席委員

なし

## 4 議事内容

事務局

(開会宣言) 午後3時00分

(会長挨拶)

事務局

定刻前でございますけれども、皆さんおそろいですので、始めていきたく思います。

ただいまより令和2年行方市農業委員会第9回総会を開会いたします。

総会議事日程2、会長挨拶。

清水農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長	<p>改めまして、こんにちは。</p> <p>悪天候の中、第9回の総会ということでお集まりをいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>本当に、この間まで残暑が厳しくて暑かったのですが、彼岸になったら急に涼しくなりまして、過ごしよくなつたんですけれども、今度は気をつけないと風邪をひいたりしますので、ちょっと気をつけてお過ごしをいただきたいと思います。また、コロナの対策をとりながらの総会ということでございますので、スムーズに進めてまいりたいと思います。ご協力をお願い申し上げまして、一言総会前のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
事 務 局	<p>ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">(経過報告)</p>
事 務 局	<p>日程第3、経過報告。</p> <p>別紙 9月行事経過報告のほうをご覧いただきたいと思います。</p> <p>8月27日、第8回口頭弁論、水戸地方裁判所のほうで清水会長と事務局で出席しております。</p> <p>9月3日、茨城農業委員会女性協議会第16回定例総会、市町村会館で行われまして、根崎委員と事務局で参加しております。</p> <p>9月15日、令和2年度農業者年金加入推進特別研修会、クラフトシビックホール土浦のほうで開催しまして、清水会長、高塚代理、事務局のほうで参加しております。この時には、行方市農業委員会のほうで加入促進事例発表をしております。</p> <p>9月25日、本日の総会でございます。</p> <p>以上、報告いたします。</p> <p style="text-align: center;">(議長の選出)</p>
事 務 局	<p>日程第4に入ります。</p> <p>議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により清水会長に議長としての議事進行をお願いいたします。よろしくお願ひします。</p> <p style="text-align: center;">(資格審査報告)</p>
議 長	<p>それでは、早速、出席委員のほうから報告をさせていただきます。</p> <p>ただいまの出席委員は18名、欠席委員は0名でございますので、定数に達しております。したがって、本日の総会は成立することをご報告申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">(会期の決定)</p>
議 全 員	<p>本日の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は本日1日といたします。</p>

		(会議録署名人の選出)
議	長	会議録署名人を議長において次のように指名いたします。 2 番横瀬忠美委員 3 番古渡武文委員
		(書記の選出)
議	長	総会書記として事務局の寺坂事務局長補佐、藤野係長を任命いたします。
		(議事日程報告)
議	長	議事日程は別紙日程表のとおりです。
		(議案の審議)
議	長	それでは、議案の審議に入ります。
		(議案第 7 3 号)
議	長	議案第 7 3 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第 7 3 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について説明する(別紙議案書のとおり。事務局説明は、事前配付のため割愛する。)
議	長	今、事務局からございましたように、事務局説明は割愛させていただいて、審議に入らせていただきます。 1 項ごとに審議をいたします。 1 項の調査員より調査の報告を求めます。
1	番	1 番、平塚です。第 1 項の調査報告をいたします。 申請事由は議案書のとおり、農業経営の規模拡大のための売買による所有権移転です。 譲渡人は、行方市四鹿在住、70 代、無職の男性です。譲受人は、同じく四鹿在住、50 代、公務員の男性です。譲受人と譲渡人は親戚関係に当たります。当該土地は行方市四鹿で県道水戸佐原線の青沼から北西に 1 km ほどのところで、受人の自宅の目の前です。当該土地は、譲渡人が数年前から草刈りなどの管理のみしていたため、負担になっていたようです。荒廃農地の予防にもなり、何の問題もないものと判断し、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をお願いいたします。
議	長	調査の結果は何の問題もないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1 項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2 項の調査員より調査の報告を求めます。

1	番	<p>1番、平塚です。第2項の調査報告をいたします。</p> <p>申請事由は、議案書のとおり農業経営の規模拡大のための売買による所有権移転です。譲渡人は、行方市杉平の●●●●●●●●の80代の無職の男性です。譲受人は、行方市四鹿在住50代、農業の男性です。譲受人と譲渡人は知人関係に当たります。当該土地は行方市四鹿で県道水戸佐原線の繁昌と四鹿の境付近から西に500mほどのところで、通作距離は車で数分のところ。当該土地は十数年前に解散した●●●●の所有で、渡人は●●●●●として買受人を探していたようです。何の問題ないものと判断し、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>調査の結果は、通作距離も数分ということで、何の問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	1番	<p>11番、椎名です。第3項の調査報告をします。</p> <p>受人は行方市小高在住の70歳、農業の男性です。渡人は同市小高在住、81歳、農業の男性です。2人の関係は同居の兄弟です。申請事由は、農業経営の安定を図るためです。区分は贈与による所有権の移転です。年間労働日数300日、農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	4番	<p>14番、根崎です。第4項の調査報告をします。</p> <p>譲受人は65歳、市内谷島在住、専業農家の男性です。ご夫婦で855aにて水稲、エシャレットを営農しています。譲渡人は、58歳玉造甲在住、無職の女性です。申請事由は、農業経営の規模拡大のためで、売買による所有権移転です。何ら問題ないものと調査してきました。ご審議よろしく申し上げます。以上。</p>
議	長	<p>調査の結果は、何ら問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
9	番	<p>9番、小沼です。5項の調査報告をします。</p> <p>譲受人は行方市麻生、会社役員の方の47歳の男性の方、渡人は行方市麻生、会社役</p>

		員、75歳の男性の方です。申請事由は経営移譲です。区分は贈与による所有権移譲です。2人の関係は親子で、経営移譲で息子に譲るとのことです。田畑合わせて76a、水稻、露地野菜と何ら問題ないと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いします。
議	長	調査の結果は、何ら問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
4	番	4番、内藤です。第6項の調査の報告をいたします。 譲受人の方は市内沖洲に在住する68歳、農業の男性です。渡人は同じく市内沖洲に在住する90歳、無職の男性です。申請事由につきましては、農業経営の規模を拡大し経営の安定を図る。区分は売買による所有権移譲ということでございます。譲渡人は以前からハチクという、私も初めて見たんですけども、ハチクという竹の一種を申請地に植えて、タケノコを取っていたということでございます。ただ、高齢に伴い、譲受人に譲りたいということでございます。譲受人もそのまま継続して栽培していくということでございました。現場は国道355号を沖洲から北に400m走ったところですよ。調査の結果、何ら問題なく許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題なく許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。
1	8番	18番、横山です。第7項の調査報告をいたします。 譲受人は市内白浜在住の50代の男性の方、渡人は鹿嶋市在住の男性の方で、この案件は7月の総会で皆様方にご審議、ご許可をいただいた空き家に付随した農地ということで、調査の結果、3条の許可要件を満たしており、許可相当と判断をいたしました。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。
9	番	9番、小沼です。8項の調査報告をします。 譲受人は行方市富田の67歳、農業の男性の方です。譲渡人は千葉県浦安市、62歳の会社員の男性の方です。申請理由は、農業経営の規模拡大を図り経営の安定を

図るため、区分は売買による所有権移転です。田畑合わせて8, 410㎡、水稲、ハス、シュンギク、野菜など、家から60m、3分、農機具もそろっており、何ら問題ないと調査をしてみました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上でございます。

議 長 調査の結果は、何ら問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。

(議案第74号)

議 長 議案第74号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第74号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について説明する(別紙議案書のとおり。事務局説明は、事前配付のため割愛する。)。

議 長 それでは、早速1項ごとに審議をいたします。

2 番 1項の調査員より調査の報告を求めます。

2 番 2番、横瀬です。1項について調査報告をします。この件につきましては、方波見委員に同行していただきました。

受人は鹿嶋市にある建設業の代表です。渡人は当市山田に住む62歳の自営業の男性です。申請事由は、太陽光発電設備を設置するための転用許可です。渡人は先代、代々より梅畑として放置しており、今後も農地として考えていないということでした。現場は、場所は●●●●●●近くです。区分は売買による所有権の移転です。隣接農地の同意書等必要書類も整っており、問題のないものと調査してみました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

議 長 調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

1 6 番 16番、原です。2項の調査報告をいたします。この案件につきましては、清水会長の協力をいただきまして、調査してみました。

借受人は、東京足立区のある建築金物卸売販売をする法人の代表の男性でございます。渡人は、市内小貫に在住する50歳の会社役員の男性でございます。申請事由は、隣地の共有地を利用しているため、駐車台数も過密になり、大型車の待機スペースもなく、工場の円滑化を図るため、申請地を使用貸借権の設定をしたいということです。申請地は、北浦ゴルフ練習所から北へおよそ2kmほどでございます。

事業計画書などの関係書類も添付されており、許可が相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上でございます。

議 長 調査の結果は、関係書類等も整っており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。  
暫時、ちょっと休憩ということで。

(休憩) 午後 3時17分～午後 3時18分

議 長 それでは、次に、3項から5項は関連がございますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。

6 番 6番、中城です。3項、4項、5項は関連がございますので、一括でご報告いたします。この案件は椎名委員に調査ご協力をいただきました。

受人は、3項、4項、5項とも市内於下の建設業を営む法人です。3項の渡人は、市内南在住、農業の男性です。4項の渡人は、市内小高在住、農業の男性です。5項の渡人は、ひたちなか市在住、農業の女性です。申請事由は、記載のとおりいずれも砂利採取搬出入路にしたいとのことです。区分は使用貸借権になります。関係書類も整っており、調査の結果、問題ないと見てまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長 調査の結果は、関係書類も整っており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、3項、4項、5項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。

3 番 3番、古渡です。第6項の調査報告をいたします。この案件には、高塚委員に同行してもらいました。

譲受人は、土浦市に住む34歳の会社員の男性の方です。譲渡人は、同市西蓮寺に住む69歳の会社員の男性です。2人の関係は親子でございます。場所は国道354号線、JA農産物販売で楽郷の国道を挟んで向かい側になります。事業計画書、融資見込書など添付されており、何ら問題ないと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長 調査の結果は、必要書類も添付されており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。

(議案第75号)

議 長 議案第75号 農地改良協議書の同意についての件を議題といたします。事務局より説明願います。



事務局 議案第75号 農地改良協議の同意について説明する（別紙議案書のとおり。事務局説明は、事前配付のため割愛する。）。

議長 それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。  
13番 13番、高塚です。第1項について調査報告をいたします。調査には郡司委員の協力をお願いいたしました。

申請人は、市内手賀在住の農業の60代の男性の方です。農地改良の理由は田畑転換で、田としては耕作しにくいとため、自宅に隣接しているので、盛り土をして畑として耕作したいとのことでありました。盛土材については、近くで行われている市の道路改良工事による発生土を利用するそうです。農地改良計画書、土砂搬出同意書等、必要書類も添付されており、許可相当と調査をしまりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

議長 調査の結果は、必要書類も添付されており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全員 異議なし。（全員一致）

議長 異議なしと認め、1項は原案のとおり同意いたします。

（議案第76号）

議長 議案第76号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第76号 現況証明願について説明する（別紙議案書のとおり。事務局説明は、事前配付のため割愛する。）。

議長 それでは、1項ごとに審査をします。

1項の調査員より調査の報告を求めます。

18番 18番、横山です。1項の調査報告をいたします。調査には、平塚委員の協力をいただきました。

申請人は、岡在住の製材業の男性の方で、願出要旨は地目変更登記のため、非農地証明となります。場所は、岡地内で、現地は平成2年より資材置場として利用しており、現在も材木等がストックしてありました。経過年数、現場の状況等から判断して、非農地証明を発行することに何ら問題なしとの結論に至りました。皆様のご審議よろしくお願いをいたします。以上です。

議長 調査の結果は、現場の確認もし、非農地証明を発行することに問題はないということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全員 異議なし。（全員一致）

議長 異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定いたします。

議長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

9	番	<p>9番、小沼です。2項の調査報告をします。この調査には、山野委員さんの協力で調査をしてまいりました。</p> <p>申請人は、行方市麻生、80代の女性の方です。願出要旨は地目変更登記のため、区分は非農地証明です。現地を確認してみましたが、35年前から竹林化しており、復元するのも困難な状況です。場所はJAなめがたしおさい麻生本店の東側になります。証明願の発行に何ら問題ないと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>調査の結果は、竹林化しており、農地に復元するのは困難であり、非農地証明書を交付することに何の問題もないということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定いたします。</p> <p style="text-align: center;">(議案第77号)</p>
議	長	<p>議案第77号 なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者の推薦についての件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事	務	<p>議案第77号 なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者の推薦について説明する。</p> <p>別紙のとおりということで、資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。</p> <p>令和2年9月8日付で行方市長より農業委員長宛てに推薦の依頼がございました。裏面をご覧いただきまして、交付申請書がございました。今回、玉造甲の方1名となっております。以上です。</p>
議	長	<p>それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
3	番	<p>3番、古渡です。申請人は行方市玉造甲に住む36歳の農業をやっている男性の方です。主に施設園芸でチューリップ、ヒマワリ、マリーゴールドなど、約56aを親子5人でやっていることでした。作業日数も250日、親子交互に休んでいるようです。推薦相当と判断してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は推薦することに問題ないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、1項はなめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者として推薦することに異議のないものと決定をいたします。</p> <p style="text-align: center;">(議案第78号)</p>
議	長	<p>議案第78号 行方市農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>

事務局	<p>議案第78号 行方市農用地利用集積計画の決定について説明する。</p> <p>別紙のとおりということで、資料ナンバー2をご覧くださいと思います。</p> <p>1枚めくっていただきまして、総括表でご説明いたします。新規の設定で田が49件、88筆、13万8,885㎡、畑が394件、825筆、233万1,493㎡、計443件、913筆、247万378㎡となります。続いて、更新の設定で田が4件、4筆、7,861㎡、畑が6件、11筆、1万1,311㎡、計10件、15筆、1万9,172㎡となります。新規と更新の合計で453件、928筆、248万9,550㎡となります。</p> <p>次のページの利用権設定計画書ということで、設定者、農用地、期間、賃借料、受ける者、契約年数が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>これは、持続化給付金の関係で、利用権設定の数が増えたということで、今回計画書が出されたということでございます。</p> <p>ただいまの説明内容についてご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全議員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議長	<p>異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定いたします。</p>
	<p>(議案第79号)</p>
議長	<p>議案第79号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第79号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について説明する。</p> <p>こちらも別紙のとおりということで、資料ナンバー3をご覧くださいと思います。</p> <p>茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が、農地中間管理権を取得する計画です。</p> <p>2枚目の農地中間管理事業総括表でご説明いたします。新規の設定で田のみ3件、8筆、1万4,603㎡となります。</p> <p>次ページの農地中間管理事業一覧表ということで、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全議員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議長	<p>異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については原案のとおり決定いたします。</p>
	<p>(議案第80号)</p>
議長	<p>議案第80号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定</p>

についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第80号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について説明する。

別紙のとおりということで、資料ナンバー4をご覧いただきたいと思います。令和2年9月7日付で行方市長より行方市農業委員長宛てに農用地利用配分計画案に係る意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するもので、計画案は8筆、1万4,603㎡です。詳細につきましては、次ページの一覧表でご確認いただきたいと思います。

なお、議案第79号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は同時施行といたします。これにより農地中間管理権を得た農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定め公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。

議長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

議員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については、原案のとおり決定といたします。

(報告第40号) (報告第41号) (報告第42号) (報告第43号)  
(報告第44号)

議長 次に、報告案件に入ります。報告第40号 現況証明願の受理及び交付について、報告第41号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出書の受理について、報告第42号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第43号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、報告第44号 農業委員活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より説明を願います。

事務局 報告第40号について説明する。(別紙議案書のとおり)

報告第41号について説明する。(別紙議案書のとおり)

報告第42号について説明する。(別紙議案書のとおり)

報告第43号について説明する。(別紙議案書のとおり)

報告第44号について説明する。(別紙議案書のとおり)

議長 報告案件につきまして質疑を認めます。ご異議ございませんか。

議員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認めます。

(閉会宣告) 午後3時40分

議

長 | これにて本総会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって第9  
回総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。ご協力ありがとうございました。